

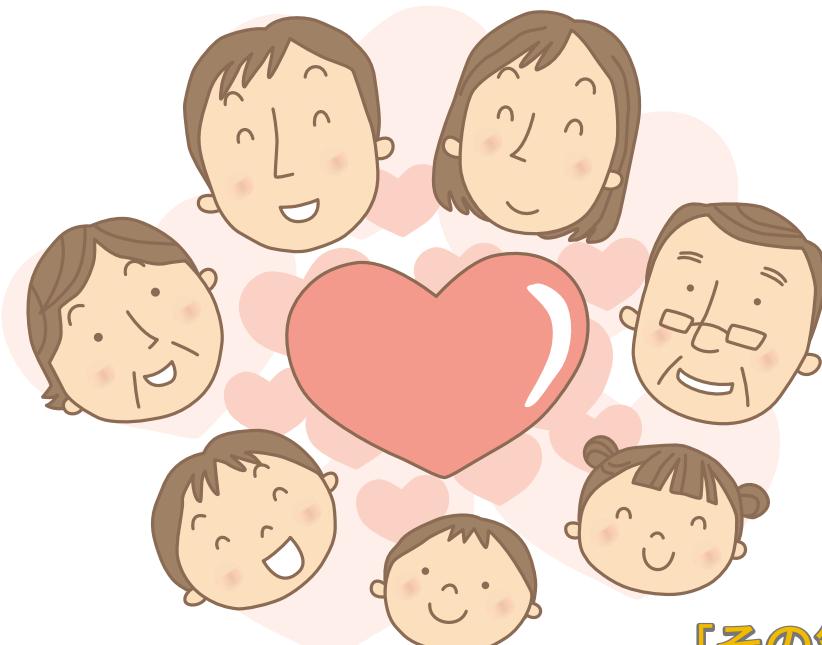
だれもが生きてきてよかったです「くまもと」をめざして
熊本県人権センター情報誌

コッコロ通信



vol.17 2008.11月号
熊本県人権センター

「人権とは、人の権利だと言うけれど、
そんな堅苦しいものじゃなくて、
みんなが笑顔でくらせる環境だと思う。」
(人権メッセージより)



「その笑顔が誰かを幸せにする。
私もそんな人になりたいな。」
(人権メッセージより)

12月4日から10日は、「人権週間」です。

※詳しくは6~7ページをご覧ください。

目 次

2~3p 人権インタビュー 「子どもたちの人権を守るために」
熊本県子どもの人権専門委員長(人権擁護委員)
近藤安隆さん

4~5p シリーズ 身近な人権活動
①高齢者の人権について
益城町地域包括支援センター管理者 玉春なおみさん
②障がい者の人権について
熊本県南部障がい者就業・生活支援センター「結」
副センター長 林田美鈴さん

6p 特集 世界人権宣言60周年

7p トピック
熊本県人権フェスティバル開催

8p 人権センターからのお知らせ



子どもたちの人権を守るために

近藤 安隆さん

熊本県子どもの人権専門委員長（人権擁護委員）

少子化の進行、家庭や地域の教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は、近年大きく変化しています。そんな中、いじめや虐待など、子どもの人権にかかわる問題は深刻な状況です。私たちにできることは何か、子どもの人権を守るために活動を続けている近藤安隆さんに、小学校教師として36年間、子どもたちを見続けてきた経験を踏まえて、お話を伺いました。



周囲の大人たちが…………… パートナーシップを築く

現在、人権擁護委員の中から選任される熊本県子どもの人権専門委員長として、子どもの人権擁護活動を行っている近藤さん。子どもの人権を尊重することの大切さを伝え続けています。

ところで「子どもの人権」とはどのようなことを言うのでしょうか。近藤さんは、「国連総会で採択された『児童の権利に関する条約』（子どもの権利条約）や、基本的人権の尊重をうたった日本国憲法の精神に基づく『児童憲章』、『児童福祉法』などが基本」と言われます。「表現は違っても、いずれも子どもたちはかけがえのない存在であり、社会の一員として尊重され、健やかに育つ権利、生きる権利などを持つことが述べられています。熊本県では平成19年に『熊本県子ども輝き条例』を制定しましたが、その中でも基本理念として同様のことが述べられています。また『子ども輝き条例』でも述べられているように、家庭や地域社会、事業者、行政その他県民みんなで子どもの育ちを支えていくことが大切だと思います。近年、学校、地域、行政などが知恵を

出し合いながら、子どもの人権尊重のために様々な取組みを行っていますが、子どもが夢や希望を持っていきいきと生きていくためには、周囲の大人たちがパートナーシップを築き、子どもの立場に立って支えることが必要ではないでしょうか。」

子どものSOSは、…………… 大人社会への問いかけ

近年増加しているいじめの問題について、近藤さんは、「いつの時代もいじめはありましたが、今のいじめは、昔とは質が異なるうえ、大人からは見えないところで、陰湿に進行していきます。また、いじめに気づいた子どもが当事者を助けてあげたいと思って立ち上がらると、今度は自分がいじめの対象になりますから、見て見ぬ振りをするしかありません。ですから、周囲の大人が、子どもの微妙な変化からSOSを敏感にキャッチして、対応することが大切です。」

続けて、子どもの人権を守るために一番大切なことは、「子どもと正面から向き合い、かかわること」だときっぱり。「例えば、いじめによる子どもの自殺は、自分の目線に立って

見てほしいという一つのメッセージ。大人が子どもに寄り添って、真正面から向き合い、かかわっていれば、子どもが発信するSOSを受け止めることができます。それが子どもの



人権を守るための分岐点ではないでしょうか。子どものSOSは、私たち大人に対して、子どもとのかかわり方を含む生き方そのものを問いかけているのだと思います。」

て自信を付け、自分を好きになる気持ちや認められる喜びを経験することが、他者への思いやりの心にもつながると思います。そしてこのことは、学校だけでなく、家庭や地域でも同じことが言えるのではないか」と。

「急速に社会のIT化が進み、メールはできても言葉で気持ちを伝えることができない子どもが増えています。もはや人間関係、コミュニケーションの取り方まで教えなければならない時代です。今こそ、すべての人が、子どもを一人の人間として尊重しながら、真剣に向き合い、かかわっていくことが大切だと思います。子どもたちが、『分かった、できた、よくなつた』という喜びの体験から、自信ややる気を持ったり、『楽しかった、役に立った、認められた』という満足感の体験から、安心と信頼の人間関係を築いていくことを支えていくのは、私たち大人の責任です。『子育ては親育ち』とも言われます。子どもたちが、自分を大切にする心とともに他者への思いやりの心を持つためには、幼児期から規範意識や人権感覚を高めていくことが大切であり、そのためには、私たち大人も学び続けなければなりません。私もこのことを根底に据え、今後も子どもの人権問題に携わっていきたいと思っています。」

一人ひとりの個性を認め伸ばす……

これまでの経験を踏まえて、近藤さんが考える「子どもたちの健やかな成長のために大切なこと」とはどのようなものでしょうか。「子どもたちが『自立と共生の心』を持つことだと思います。それは、自分を好きになり、豊かな自分でつくりができる『自立の心』と、他者と協調して高め合える仲間づくりができる『共生の心』は、人として生きていく基礎・基本だと考えるからです。そして、自立と共生の心を育むためには、一人ひとりの個性を認め伸ばすことが大切です。私は、在職中『どの子にも光を当てれば必ず輝いてくる』という信念のもと、一人ひとりをきちんと見つめてコミュニケーションを取り、その子を丸ごと受け止め、良さや持ち味を認め・ほめる言葉かけをすることを旨としてきました。学校で、理解が遅い子に教師が否定的な言葉をかけると、周囲も同様の見方をするようになるでしょう。しかし、その子の良さや持ち味を探し、肯定する言葉をかけると、周囲の見方も異なってきます。周りからの肯定的な言葉かけによっ

近藤 安隆さん

昭和41年より兵庫県姫路市内の公立学校に3年間勤務。その後熊本県内各地の学校等に33年間勤務。退職後、山鹿市教育委員会に非常勤社会教育指導員となり、平成16年7月に法務大臣から人権擁護委員としての委嘱を受ける。その後、平成18年6月1日に法務省人権擁護局長から「子どもの人権専門委員」に指名され、現在、「熊本県子どもの人権専門委員長」として、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレター」などの事業を通して、人権教育・啓発の両面から子どもの人権擁護に努めている。また、山鹿市男女共同参画社会推進懇話会委員として、市条例制定に関わり、現在も審議会委員を務める。





身近な人権活動

人権問題についての様々な取組みをご紹介します

高齢者の人権について

誰でも年齢を重ねると、心身の機能の低下が見られ、場合によっては介護が必要になってきますが、介護を必要とする状態であっても自分らしく生きるということは大切なこと。

そこで、高齢者の総合相談所や介護予防などに取り組んでおられる益城町地域包括支援センター管理者の玉春なおみさんに、介護を通した高齢者的人権についてお話しを伺いました。

Q 高齢者の総合相談等を行っていらっしゃいますが、そこでいちばん感じることはどのようなことですか。

A やはり、黙って我慢されている方が多いということですね。介護というと大きさに聞こえてしまいますが、「立ち上がる」「歩く」「ご飯を食べる」「トイレに行く」といった私たちの日常生活の動作を他の人に手伝ってもらうと考えてもらえば分かりやすいと思います。



Q そういった基本的な動作を手伝ってもらうのが、気が引ける要因なのでしょうか。

A 誰にでも遠慮なく頼める人は少ないと思います。自分のことができなくなるということは本当に辛いものです。ですから「年をとってもできるだけ自分で自分ができるように、介護予防に早めに取り組みましょう」とみなさんにお勧めしているところです。

Q 介護をするうえで、大切なことはどのようなことですか。

A 何をするにしても、一人ひとりのやり方がありますよね。今まで自分でしてたことを他の人に手伝ってもらうわけですから、やはり恥ずかしがったり、遠慮したりして、気持ちが悪くても黙って我慢してしまう方がいらっしゃるかもしれません。介護をしてもらっているのだから我慢しなさいというのではなく、たとえ介護が必要になってしまっても「自分がしたいようにできる」「自分らしく生活する」ことの重みを大切にすることだと思います。

Q 自分らしく生きるということは、年齢に関係なくとても大事なことですね。

A もちろんです。老後を自分らしく生きるということは、好きなことを自由に出来るということでもあります、毎日の生活の中にある細々としたことを自分流に過ごすことが基本になると思います。



私なら、ベッドに寝たきりになっても、ヘアスタイルには常にこだわりたいし、毎日お気に入りのブラウスを着ていたいですね。

年をとっても、介護を受けていても、一人の人間としてかけがえのない歴史を持ち、色々な思いを抱いているのだということを、日々の生活の中で感じていただきたいと思います。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、要支援者のケアマネジメントなどを総合的に行う機関で、各市町村に設置されています。詳しいことは熊本県健康福祉部高齢者支援総室(電話096-333-2216)までお問い合わせください。



障がい者の人権について

「働きたい」と希望される障がい者の方々はたくさんおられます。まだ熊本の雇用情勢には厳しいものがあります。このような中、ひとりでも多くの方の就職が実現できるよう活動されている熊本県南部障がい者就業・生活支援センター「結」の林田美鈴副センター長にお話しいただきました。

Q 障がいのある方の雇用を困難にしている要因はどんなことが考えられるのですか。

A 熊本の雇用状況は依然として厳しく求人数多くはありません。また近年は、企業で人材を育てていくというより「即戦力」を求める傾向にあり、障がいのある方がチャレンジしにくい現状があります。また、社会的な要因として、「障がいのある方が無理して働くなくても」という意識や障がいのある方と接することへの不安、「働けるのかな」といった先入観や偏見もあるように思います。



Q このような先入観や偏見をなくすためにどのようなことをされているのでしょうか。

A 職場開拓で様々な企業におじゃましますが、特に知的障がいや精神障がい、発達障がいなどの「目で見て」わかりづらい障がいについては、受け入れに慎重な対応をされるようです。ですから私たちは、企業にその方の「できること」「苦手なこと」をきちんと伝えるとともに、それに応じたちょっとした工夫や支えがあれば働く方が多いので、そのようなことも含めて、企業の負担感を少しでも軽減できるよう準備します。

また、当事者の方にも「企業で働く」力と心の準備ができるように頑張ってもらっています。

Q 支援をされる中で、特に気をつけていることはありますか。

A 進路を決めるのも、職場で働くのも御本人なので、御本人の気持ちや意思を大切にしていかなくてはと思っています。特に結果をあせって「それは無理」「こっちが正しい」など一方的な提案、押しつけをしないよう心がけています。また、どんなに寄り添っても家族にはなれないし、一生見守り続けることはできないので、御本人と適度な距離感を意識しながら、それぞれがめざす自立を応援していきたいと思っています。

Q 林田さんが考える「障がい」とは、どのようなものですか。

A 私たちはみんな何かしら苦手なことや至らないところがありますよね。だからこそみんなで補い合って、支え合って生きていけるんだと思うんです。ですから、歩くのが難しいとか会話ができないとか文字が読めないとかいう「障がい」を持っているのではなく、そういう不便さを持った人たちを暮らしづらくなっている社会に「障がい」があるんじゃないかなと感じています。



私も含め、いろいろな個性や不便さを持った人たちがそのままお互いに受け入れあっていける懐の広い社会でありたいし、そういう社会の構成員になりたいと思っています。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、関係機関と連携して就職に向けた準備や求職活動支援、職場定着支援等を行うほか、就業に伴う日常生活上の支援を行います。詳しくは熊本県商工観光労働部労働雇用総室(電話096-333-2340)までお問い合わせください。





世界人権宣言60周年

20世紀前半に起きた二度の世界大戦の悲惨な体験と反省に立ち、国連総会は昭和23年(1948年)12月10日、すべての人々の尊厳と自由、平等をうたった「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準を定めたものです。

また昭和25年(1950年)の国連総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

日本では、人権デーを最終日とする一週間(12月4日から10日)を「人権週間」として、人権を尊重することの大切さを訴えるイベントが全国各地で開催されます。



世界人権宣言は、前文と第1条から第30条までの条文から成る、世界でもっとも広く翻訳されている文書です。ここでは、その一部をご紹介します。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人は理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

※和訳文は外務省ホームページより転載

※全文は、外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>をご覧ください。

人権に関連する記念日や週間

12月は、人権週間のほかにも、人権に関連する様々な記念日や週間が定められ、様々な啓発事業が実施されます。こうした機会に、それぞれの問題について正しく理解しましょう。

◎11月25日～12月1日 犯罪被害者週間

犯罪被害者やその家族又は遺族が立ち直るために、その状況や心情についての理解を深めることが必要です。

◎12月1日 世界エイズデー

エイズに関する正しい理解が、エイズのまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する差別、偏見の解消につながります。

◎12月3日～9日 障害者週間

障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、それぞれができる事を考えてみましょう。

◎12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

国際社会を挙げて取り組むべき課題の一つであり、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。





熊本県人権フェスティバル開催

熊本県では、人権週間に合わせて、県民のみなさんが楽しみながら気軽に参加し、人権について身近に感じていただけるよう「人権フェスティバル」を開催します。是非、ご参加ください。

12月4日～10日は
人権週間です

人権週間オープニング街頭啓発

とき 12月4日(木) 12:00～

ところ 熊本市下通アーケード

熊本で活躍する「KあんどK」が、人権週間の始まりを皆さんにお知らせします。

人権週間パネル展

とき 12月4日(木)～10日(水)

- 熊本市国際交流会館
1階エントランス
9:00～22:00
(月曜休館)(10日は17:00まで)
 - 熊本県庁新館ロビー
8:30～17:30(土・日曜休館)
 - くまもと県民交流館パレア
「情報ライブラリー」※
9:00～21:00
※4日・5日、パネル展示・ビデオ上映等
- 共催：財団法人熊本市国際交流振興事業団
くまもと県民交流館パレア

ところ

講演会

講 師 小林完吾さん(アナウンサー)

とき 12月6日(土) 14:00～15:40

ところ 鶴屋ホール(テトリアくまもとビル7階)



[演題]
「共に生きる」

事前の
お申し込みが
必要です。

ニュースキャスター歴30年の
小林完吾さん。
人権についてのいろいろなお話しをお聞きいただきます。

街頭イベント

とき 12月7日(日) 12:00～15:00

ところ ゆめタウン光の森「イーストコート」

むたゆうじの「人権おしゃべりコンサート」

熊本を拠点に活動している「むたゆうじ」さんによるコンサートです。心に響く音楽とおしゃべりで、むたさんの思いを伝えます。



人権啓発人形劇「みにくいあひるの子」

人形劇団ファンタジアによる「みにくいあひるの子」をお楽しみください。キャラクターの「マイクおじさん」も登場して、人権について分かりやすく、そして楽しく皆さんとお話しします。



チーム大村メンバーエアロビックステージ

エアロビックによるダンスパフォーマンスをお届けします。
キッズ編成によるパワフルなステージをお楽しみください。

コッコロ人権クイズ大会

人権に関するクイズを出題。正解者にはすてきなプレゼントも用意しています。

人権メッセージ「あなたのひとつこと」募集コーナー

会場で人権メッセージ「あなたのひとつこと」を募集します。応募いただいた方にはプレゼントも用意しています。また人権メッセージは、会場内に設置する「人権の木」に飾っていただけます。

紙粘土でコッコロを作ろう！

人権メッセージ「あなたのひとつこと」に応募していただいた方のなかから、人権啓発キャラクター「コッコロ」紙粘土の手作り教室に参加いただける方を募ります。(先着20組、3回合計60組)

人権センターからのお知らせ



AMラジオ番組放送のお知らせ

共に生きるハートメッセージ（放送局：RKK熊本放送）

放送時間 12月23日までの毎週火曜日 18:50～19:00

RKKホームページ（rkk.jp）にも番組視聴サイトを掲載しています。

同和問題をはじめとする様々な人権問題について、県内各地で活躍されている方々をゲストに迎え、活動を通して感じた思いなどを伺いながら、人権問題についてわかりやすくお伝えするトーク番組です。



人権メッセージ「あなたのひとこと」募集のお知らせ

- 募集内容……… 人権に関するメッセージや標語など(50字以内。形式は自由)
- 募集期間……… 平成21年1月13日(火)まで(当日消印有効)
- 応募方法等……… 住所、氏名、年齢を明記のうえ、郵送、FAXまたは電子メールでご応募ください。
- 応募資格……… 県内在住、または県内へ通勤・通学の方
- 応募上の注意……… 応募作品は、自作、未発表のものに限ります。また、お一人で複数の作品を応募もできます。(応募作品の返却はいたしません。)
- 応募作品の利用等… ●県で20作品を選定し、人権啓発活動に使用させていただきます。
(氏名等は公表しません)
●選定作品をご応募いただいた方には、図書カードや記念品をお送りします。



人権啓発ラッピング・バスが走っています

人権メッセージなどをのせたバスが県内各地を走っています。
ご覧になった機会に、人権について考えてみませんか。



人権同和問題講演会を開催します

（平成21年1月～2月予定）

全国各地で活躍されている講師の方をお招きして、講演会を開催しますので、ぜひ御参加ください。（詳細は、後日、人権センターホームページに掲載します。）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号（熊本県庁行政棟新館2階）



- ✿ 開館時間 8:30～17:30
- ✿ 休館日 土曜・日曜・祝日・年末年始
- ✿ 電話 (直通)096-333-2299／333-2300 (相談用)096-384-5822
- ✿ ファクシミリ 096-383-1206
- ✿ ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/kikan/jinkencenter>
- ✿ 電子メール jinkencenter@pref.kumamoto.lg.jp